

山口県報

令和5年
12月26日
(火曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………

救急病院の認定(医療政策課)……………

保安林予定森林(山口市)(森林整備課)……………

保安林の指定(美祢市)(森林整備課)……………

道路の位置の指定(建築指導課)……………

○公告

公共測量の実施(監理課)……………

○選管告示

周南市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………

山口県告示第三百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名	療	所	在	関	地	廃止年月日
石崎歯科医院		下松市大手町一丁目二番八号				令和五、一一、一七

山口県告示第三百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名	療	所	在	関	地	指定年月日
ベル調剤薬局		周南市周陽二丁目四番一号				令和五、一二、一

山口県告示第三百七十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名	療	所	在	地	認定が効力を有する期限
阿知須共立病院		山口市阿知須四八四の一			令和九、一、三一

山口県告示第三百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和五年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 保安林予定森林の所在場所
山口市徳地三谷字陰平一〇七四七から一〇七五〇まで、字小松ヶ迫一〇七五一から一〇七五三まで、一〇七五七から一〇七五九まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和五年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

- 美祢市東厚保町川東西ケ迫一七九、一一八〇、一一八三、美東町真名字宮ノ後一〇二六四の一、一〇二六五、一〇二七一、一〇二七二、一〇二七三の第一、字防ヶ浴一〇二七〇、字防ヶ浴一〇二七八の一、於福町上字上西寺一〇九六〇、一〇九六五の一、一〇九六七、一〇九六九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市東厚保町川東西ケ迫一一八〇(次の図に示す部分に限る。)、美東町真名字宮ノ後一〇二六五・一〇二七一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、於福町上字上西寺一〇九六〇・一〇九六五の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
熊毛郡平生町大字平生村字西浜八二四の一及び八二四の九の一部	六・〇	二六・二	令和五、 一二、 一二



(二四五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

萩市川上椿瀬

三 作業の期間

令和五年十二月十五日から令和六年二月二十九日まで



山口県選挙管理委員会告示第百二十一号

令和五年四月二十三日執行の周南市長選挙における当選の効力に関し、前島修から提出された審査の申立てに対し、令和五年十二月二十日の委員会において、次のとおり議決した。

令和五年十二月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 本 泰 史
 裁 決 書
 審査申立人 前 島 修
 広島県広島市南区宇品西一丁目7番12-502号

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年7月21日付で提起された同年4月23日執行の周南市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、周南市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は、令和5年6月21日付でこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。

申立人は、本件決定を不服として、本件決定を取り消すとともに、本件選挙の当選人藤井律子の当選を無効とする旨の裁決を求め、その理由としておおむね次のように主張する。

(1) 市委員会は、申立人が異議申出時に主張した不正選挙に関する内容を把握し、捜査機関と捜査情報を共有しておきながら、該当する事実を認められないと表明した本件決定は虚偽の決定であり、犯罪があると思量されたにも拘わらず、告発を行わなかったものとして、刑事訴訟法第239条第2項の告発義務違反の不作為にあたり、刑法第193条の公務員職権濫用罪が適用される。

(2) 市委員会による刑事訴訟法第239条第2項の告発義務違反の不作為は、①犯罪の重

大性、②犯罪があると思量することの相当性、③今後の行政運営に与える影響等の諸点を総合的かつ慎重に検討しておらず、審査申立人が提出した異議申出書及び口頭意見陳述書の内容を故意に見落としており、違法に審査申立人に損害を加えているものであるため、周南市は、本件選挙に要した選挙運動費用を審査申立人に賠償しなければならない。

(3) 当選人及び山口県議会議員が山口放送株式会社の社外取締役に就任し取締役会活動を続けていることは、国家公務員法第103条の営利企業の役員兼業や地方公務員法第38条の営利企業への従事等制限違反である。また、放送法第1条第2号及び第3号違反である。

当該違反行為は、公務の適正さに対する国民の信頼を損なうものであり、公務員の職権濫用により、個人の利益を侵害する行為と判断されるため、刑法第193条の公務員職権濫用罪が適用され、これは公職選挙法違反の不正選挙の証拠である。

(4) 山口放送株式会社は地方公務員法に違反して、当選人及び山口県議会議員を山口放送株式会社の取締役に就任させ、株式会社山口フイナンスグループ山口銀行の代表取締役を山口放送株式会社の監査役とし、公職選挙法違反の不正選挙運動を行った。

このことは、山口放送株式会社及び山口銀行党が、不正競争防止法第1条に違反していることを意味する。

(5) 不正競争防止法違反により、山口放送株式会社の大株主である周南市、山口県、防府市の株式会社全部の売却義務について請求する。

また、地方公共団体が、山口放送株式会社の株式を保有する義務も必要性もないことから、コーポレート・ガバナンスについて記載された山口放送株式会社の有価証券報告書は虚偽申告である。

なお、審査申立人は、不正競争防止法に基づき、山口放送株式会社に対して、当選人及び山口県議会議員長の社外取締役の解任を請求した。

(6) 上記(3)から(5)のとおり、市委員会による本件決定の判断は誤りである。

(7) 令和5年2月4日に日本放送協会山口放送局が、現職市長だけを本件選挙候補者として、現職市長の本件選挙への立候補表明を報道し続けたことは、公職選挙法第151条の5（選挙運動放送の制限）違反である。

(8) 審査申立人は、選挙資金として山口銀行広島支店に融資の相談を行い、令和5年3月20日付で返済計画書の交付を受けた。しかし、同年3月24日、突然、融資の取り止めが行われたことは、選挙妨害であり、公職選挙法違反あるいは公益を害する行為として銀行法違反である。

市委員会は、審査申立人が主張する山口銀行による選挙妨害について、「そのよう

に主張する証拠は提示されておらず」と決定を下したが、審査申立人による山口県警察へ110番通報記録等の事実から、市委員会の決定は虚偽である。

- (9) 周南市長が任命し、報酬を支給している周南市農業委員会の農業委員が地域の主宰者及び後援会長として当選人の選挙運動用自動車に同乗し道案内役を務め、有権者にビラ配りをしたことは、当選人及び当該農業委員がその地位を利用した公職選挙法第136条の2（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）違反の不正選挙運動であり、刑法第193条の公務員職権濫用罪が適用される。

- (10) 山口放送株式会社及び山口銀行党による放送法違反、不正競争防止法違反、銀行法違反、山口県議会議長及び当選人による公務員職権濫用罪等の公職選挙法違反の事実は、当選無効の原因となり得べき違法事由である各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法である。

また、山口放送株式会社と山口銀行党は故意に審査申立人の顔写真をねじれた顔のものを用いたのパスワードハラスメントによる人権侵害の印象操作が確認できるため、選挙妨害として、公職選挙法違反であり、連座制が適用されなければならない。

- (11) 周南市ふるさと振興財団職員による横領及び周南市文化振興財団の職員による着服に関する会計不正の証拠隠滅は、両団体の理事長を務めている当選人による公務員職権濫用罪であることを示し、山口放送株式会社監査役株式会社山口フイナンスグループ「山口銀行が関与しなければ出来ない事は自明である。

- (12) 市委員会は、審査申立人が行った不正競争防止法違反、銀行法違反及び放送法に関する公益通報に対して、公益通報者保護法に基づき、処分又は報告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならないにも拘わらずそれを行わなかったため、公益通報者保護法に違反している。

- (13) 本件選挙と同日に執行された周南市議会議員補欠選挙の当選者・落選者の得票数を本件選挙と比較すると、同じ有権者による投票行動及び候補者が2名であることが共通しているにも拘わらず、本件選挙の当選人の票の方が不自然に多い事実は不正選挙であることを示している。

- また、市委員会が開票結果を公表していることは、市委員会による公職選挙法第227条（投票の秘密侵害罪）であることを指摘し、開票作業のやり直しをする必要がある。
- (14) 当選人は立候補届出書に添付を行う宣誓書において虚偽の誓いをしたため、公職選挙法第238条の2（立候補に関する虚偽宣誓罪）が適用される。

市委員会の弁明

市委員会の弁明の趣旨は、本件審査の申立てを棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- (1) 申立人は数々の法令違反があったと主張しているが、法令違反にあたる具体的な事実や法令違反と判断できる明確な根拠を示しておらず、申立人の主張のみをもって、市委員会が公職選挙法その他の法令に違反する行為があると思料するに足る理由が示されていない。

また、申立人の主張には告発の内容及びその後の経過等が記載されておらず、申立人が告発したことが記載されているのみであり、このような状況で、市委員会が刑事告発を行う理由が存在せず、公務員職権濫用にあたることの申立人の主張には理由がない。

- (2) 申立人が主張している市委員会の刑事告発義務そのものが存在しないため、国家賠償法による賠償責任も存在しない。

また、本件異議申出及び本件審査申立は公職選挙法第206条第1項及び第2項に基づいて当選の効力について不服がある者が当選の効力について主張して行うものであり、国家賠償法に基づく賠償責任を訴える制度ではない。

- (3) 当選人及び山口県議会議長が山口放送株式会社の取締役就任取締役に出席して活動していることは、国家公務員法第103条の私企業からの隔離違反及び地方公務員法第38条の営利企業への従事の制限違反に該当しているとの主張であるが、周南市長及び山口県議会議長は国家公務員法が適用される者ではない。

また、周南市長及び山口県議会議長は地方公務員法第3条第3項に規定される特別職の地方公務員にあたり、地方公務員法第4条第2項により法律に特別の定めがある場合を除き、特別職の地方公務員は地方公務員法の各規定は適用されないとされていることから、当然地方公務員法第38条の営利企業への従事制限の規定は適用されない。

さらに、市委員会は地方公務員法違反の事実を調査し何らかの処分を行うべき立場ではなく、申立人の主張する国家公務員法や地方公務員法違反が存在するとの訴えについて、そのような違反の事実が存在せず、また放送法違反や公務員職権濫用にあたる主張する根拠も説明していないことから、申立人の主張には理由がない。

- (4) 山口放送株式会社が同社の取締役として当選人及び山口県議会議長を就任させ、また株式会社山口銀行フイナンスグループの代表取締役を監査役として就任させた上で、山口放送株式会社が公職選挙法に違反する不正選挙を行っていることは不正競争防止法違反にあたることの主張であるが、民間企業における取締役や監査役は株主総会の決議によって選任されるものであり、第三者がその選任や決議に容喙するものではない。

- (5) 山口県及び周南市並びに防府市が山口放送株式会社の株式を保有している必要が認められないため、申立人は同社に対して周南市長と山口県議会議長を同社取締役から

解任するように請求したとの記載について、何を主張したいのか明確でなく、ただ申立人が山口放送株式会社に対して行ったことを記載しているのみで本申立に関するものではない。

また、国や地方公共団体が公共性や公益性が高い事業を早期に地域で実現することを目的として、民間企業や団体と共同出資して株式会社を設立することは法的に何の問題もなく、山口県や周南市のみならず全国的に数多く多様に行われていることであり、会社設立に際してその公益性に鑑み出資を行った地方公共団体の特別職の地方公務員が取締役就任することも行われていることから、申立人の行動には正当な理由がない。

(6) 申立人は市委員会が本件異議申出に対して決定した際の判断は誤りであると主張するが、上記弁明(3)から(5)のとおり、申立人の主張には理由がなく、本件選挙における当選人の当選無効の原因となり得べき違法事由のいずれにも該当しないと市委員会が判断したことに問題はない。

(7) 日本放送協会山口放送局が本件選挙における現職候補者の立候補表明に関する報道放送をWEBページで映像配信し続けており、もう一方の候補者である申立人の立候補表明についての報道放送を映像配信していないことは、公職選挙法の選挙運動放送の制限違反にあたるとの主張であるが、受信者の要求に応じて情報がその都度送信されるもの、例えばインターネットのホームページやインターネットでの動画配信サービスなどは「放送」には該当しないと解される。

また、公職選挙法第148条第1項において新聞紙（これに類する通信類を含む。）や雑誌が選挙に関し報道、評論することは表現の自由を濫用して選挙の公正を害しない限り自由であって、選挙運動の制限に関する規定や事前運動の禁止に関する規定も除外されると解されており、報道機関が内容を取捨選択して報道することは、報道及び評論等の自由の範疇と考えられている。

そして公職選挙法第151条の5は選挙運動のための放送を制限したものであり、日本放送協会又は基幹放送事業者が報道機関として選挙に関する報道、評論等を放送する場合は、公職選挙法第148条第1項と同様に報道及び評論の自由の範疇であり、同法違反ではないと解されている。

(8) 山口銀行広島支店の融資担当者が申立人の借入れ返済計画書を一旦は作成しておきながら、上役の判断により融資を取り止めたことは選挙妨害であるとの主張、また、申立人自らが110番通報していることから市委員会が本件異議申出における決定において証拠は提示されていないと判断したのは虚偽にあたるとの主張であるが、まず金融機関が融資をするかしないかの判断をすることは金融機関の経営判断に委ねられるものであり、融資を断ったことをもって選挙妨害にあたる判断することはできない。

い。

また、申立人が公職選挙法違反の選挙妨害として110番通報したことをもって証拠が存在しているとの訴えは、申立人が自己の判断で警察に通報したということが述べられているだけであり、金融機関が融資を断ったことが公職選挙法違反の選挙妨害にあたる判断に足る根拠は示されていないという事実は変わらない。

(9) 市委員会が令和5年6月7日に実施した口頭意見陳述において申立人が行った、当選人の選挙運動において周南市農業委員が地域主宰者として選挙運動用自動車に同乗して配りを行ったことは農業委員の地位利用にあたり、公職選挙法違反の不正選挙であり、有権者の権利を侵害しており公務員職権濫用罪にあたるとの訴えであるが、この主張において、申立人は以下のアからウに掲げる根拠の説明を行っている。

ア 該当する周南市農業委員が熊毛地域の選挙運動の主宰者にあると判断した根拠
イ 周南市農業委員が地位を利用した選挙運動を行っていたと判断した根拠
ウ 周南市農業委員が有権者の権利を侵害していると判断した根拠

上記根拠の説明を行わないまま、口頭意見陳述及び同時に提出された資料で申立人が主張した内容を持って、地位を利用した選挙運動が行われていたと判断することは不可能であり、また、有権者の権利侵害や公職選挙法違反にあたる不法行為があったと判断することは困難であり、刑事告発を行う理由が存在しない。

(10) 山口放送株式会社が制作した本件選挙における立候補の主張についての報道放送の内容を動画配信サービスを通じて映像配信しているが、この中で山口県議会議長が当選人と同じ場にいたことが映像に映っており、このことが数々の法令違反の証拠であり公職選挙法違反であるとの主張、また、候補者である申立人の顔写真を意図的に真正面ではなくねじれた写真を採用しており、パワーハラスメントの人権侵害の印象操作にあたり、これらは公職選挙法違反の連座制の適用になるとの主張であるが、山口県議会議長が地方公共団体の長の選挙において候補者の街頭演説の場に同席することか数々の法令違反の証拠であると主張する理由を説明しておらず、また、写真の写りに関することがパワーハラスメントの人権侵害にあたるとの訴えも含め、これらのことをもって数々の法令違反や公職選挙法違反の連座制の適用になるとの申立人の主張には理由がない。

(11) 申立人は上記以外にも様々な主張をしているが、いずれも本件選挙における当選人の当選が無効であると判断する際の基準に該当するような理由にはあたらない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受け、市委員会から弁明書、申立人から反論書の提出を受けるとともに、申立人に口頭意見陳述の機会を与え、慎重に審理を行った。

本件申立ては、本件選挙の当選人の当選の無効を主張するものであるが、当選の効力

に関する争訟は、選挙が有効に行われたことを前提にするものであり、公職選挙法第 209 条の規定によれば、当選の効力に関する審査申立てにおいても、当該選挙において選挙の規定に違反することがあり、それが選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合は、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の決定をしなければならぬ旨が定められている。

公職選挙法第 209 条の規定は争訟審理機関に対して選挙の効力を審査すべき義務を課したのではないと解されているが、本件審理では、まず、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、更に当選の効力について判断することとする。

(1) 選挙の効力について

公職選挙法第 205 条第 1 項の規定によれば、選挙の効力に関する審査の申立てがあつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会は、その選挙を無効としなければならぬとされる。

ここにいう「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているものであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならぬことも考えられないではない。」(昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所判決)とされている。

当委員会はこの観点から、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

申立人は当選人等による選挙運動違反等があつたと主張するが、かかる行為は選挙無効の要件である「選挙の規定に違反する」ことに当たらない。

さらに、仮に申立人の主張する行為が行われていたとしても、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じ、選挙の自由公正が失われたと認めるに足りる具体的な証拠の提示は行われていない。

また、申立人は地方公務員法など様々な法令違反を主張するが、これらが法令違反

と認められるか否かについては、当委員会は判断する権限を有しない。

さらに、申立人は、開票作業の不正及びやり直しを主張するが、市委員会から提出のあつた選挙録等の物件からは開票作業に関して違法性を疑わせるような事実を確認できず、また、申立人は開票作業に関する違法性を裏付ける具体的な主張立証を行っていないことから、申立人の主張は臆測の域を出ない独自の見解であり、採用できない。

したがって、申立人の主張には理由がない。

なお、申立人は上記事項以外にも様々な主張をしているが、いずれも上記判断を左右するものではない。

以上のとおり、本件選挙における申立人の主張は、選挙の無効原因に該当しない。

(2) 当選の効力について

当委員会は、上記のとおり、申立人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨を判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手續の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」(平成 4 年 12 月 17 日名古屋高等裁判所判決)とされている。

また、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている(公選法 251 条)ことに倣すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、公選法 251 条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実的に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」(平成 4 年 12 月 17 日名古屋高等裁判所判決)とされている。

さらに、「当選人または選挙運動者もしくはは出納責任者がその選挙に関し右のいずれかの選挙犯罪を犯したか否か、如何なる刑に処すべきかの判定は専ら刑事訴訟手續に従い裁判所の裁判によつてのみなされるべきものであることはいうまでもない。公職選挙において当選人と決定された者もしくはは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの

問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」(昭和35年9月13日最高裁判所判決)とされている。

当委員会は、この観点から申立人の主張が当選の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

申立人は当選人等による選挙運動違反等があったと主張するが、当選無効の事由となり得るのは、「当選人決定についての違法」のみであり、当委員会は選挙犯罪に該当する行為があったか否か、公職選挙法上、いずれの罰則等になるか審理判定する責務権限を有しておらず、これらを判断して当選無効とすることはできないと解されている。

また、申立人は地方公務員法など様々な法令違反を主張するが、これらが法令違反と認められるか否かについては、当委員会は判断する権限を有しない。

さらに、申立人は、開票作業の不正及びやり直しを主張するが、既に述べたとおり、開票作業に関して違法性を疑わせるような事実は確認できず、申立人は開票作業に関する違法性を裏付ける具体的な主張立証を行っていない以上、これを採用することはできない。

したがって、申立人の主張には理由がない。

なお、申立人は上記に掲げる事項以外にも様々な主張をしているが、いずれも上記判断を左右するものではない。

以上のとおり、本件決定を取り消し、本件選挙における当選の効力を無効とすべき理由は認められず、この審査の申立ては棄却を免れない。

よって、主文のとおり決定する。

令和 5 年 (2023年) 12月20日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

令和五年十二月二十六日印刷

発行人所

山口県知事庁